

学生納付特例制度



■学生納付特例制度とは？

学生の方は所得が少ないなどの理由で保険料を納めることが経済的に困難な場合が多いため、在学期間中の保険料の納付が猶予される制度です。

■対象となる方は

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校*に在学する学生で本人の前年所得が一定以下の方。

※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程の学校

■申請について

申請場所 申請は村民課又は年金事務所で手続きできます。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから電子申請も可能です。

必要なもの 必要書類、学生証又は在学証明書、本人確認ができるもの

※電子申請はマイナポータルの利用登録が必要です。



利用登録は
こちら

■未納のままだとどうなるの？

万一のことが起こったときに、年金が受け取れなくなります。年金は老後に受け取るだけではありません。病気やけがで障害が残ったときに、保険料を納めていなかったり、学生免除の手続きを行わないまま保険料を納めずにいたりすると、障害基礎年金が受け取れなくなる可能性があります。

■承認された場合、将来受け取る年金はどうなるの？

将来受け取る年金の受給資格(年数)には計算されます。ただし、年金額には計算されません。

- 承認を受けた期間の保険料は10年以内であれば、あとから納めること(追納)ができます。
- 承認の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、承認当時の保険料に加算額がプラスされます。

基礎年金番号通知書又はマイナンバーカードをご準備の上、お問い合わせください。

お問い合わせ:名護年金事務所 ☎0980-52-2522 自動音声案内(②番▶②番)
村民課 年金係 ☎966-1205

7月

村県民税第1期の納付月となっています。納め忘れのないようお願いします。

納期限 7月1日(月)

※口座振替日は納期限と同日です。前日までに残高確認をお願いします。

お問い合わせ:税務課 ☎966-1206

掲載記事の訂正とお詫び

広報おんな5月号13ページの記事に誤りがありました。

●高等学校生徒通学費助成金 誤 32,959千円 正 21,600千円 お詫びして訂正いたします。